

4月から下水道使用料、 農業集落排水使用料が変わります

平成29年10月から3段階で下水道・農業集落排水使用料を改定しています。4月からの改定は、3段階のうち3段階目を実施するものです。
下水道、農業集落排水を使用している皆様にはご負担をおかけしますが、今後ともより一層の経営努力を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。
問い合わせ：下水道課業務係（☎内線749・678）、新里支所地域振興整備課建設係（☎742218）

下水道使用料体系表（1か月あたり・消費税10%込み）

※農業集落排水使用料も含め市内同一使用料体系です。

	現行使用料	改定後使用料
基本使用料 （0～10㎥までの料金を含む）	1,100円	1,100円
従量使用料 （10㎥を超えた分1㎥につき）	121円	165円

使用料の計算

下水道・農業集落排水の使用料は、2か月に一度の上下水道の検針による使用水量に応じて算出します。

「基本使用料」は、使用水量に関わらず毎月かかり、月10㎥（2か月で20㎥）分までの料金を含みます。

「従量使用料」は、使用水量のうち月10㎥（2か月で20㎥）を超えた分に対し、1㎥単位でかかります（2か月で20㎥以下ではかかりません）。

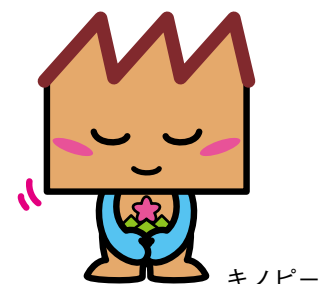
2か月の標準的な使用水量40㎥の場合

	現行使用料	改定後使用料
基本使用料 （20㎥分の料金を含む）	2か月×1,100円＝2,200円	2か月×1,100円＝2,200円
従量使用料 （40㎥－20㎥＝20㎥分）	20㎥×121円＝2,420円	20㎥×165円＝3,300円
2か月分合計（請求額）	4,620円	5,500円

改定後の使用料への移行時期

下水道・農業集落排水の使用料は2か月ごとに検針を行い、その翌月に2か月分まとめて請求します。

改定後使用料への切り替えは、3月使用分の請求が済んだ人から順次行い、6月以降の検針分（7月納期限分以降）は改定後使用料となります。



キノピー

下水道受益者負担金（分担金）の 納入にご協力を

下水道の整備は、国や県からの補助金や市の借入金のほか、受益者負担金（分担金）で費用を賄っています。

受益者負担金（分担金）とは、下水道が整備された区域内の土地を所有する皆さん（受益者）から事業費の一部を負担してもらうもので、その土地に対する負担は一度限

りです。

なお、対象区域全ての土地が対象になりますが、固定資産税上の地目により猶予期間があります。

また、新里町区域は公共基す一基につき15万円の受益者分担金の負担となります。

問い合わせ〓下水道課業務係（☎内線678）



▼受益者申告用紙を 郵送

受益者負担金（分担金）を負担していただく対象者には、4月中に受益者申告用紙を郵送します。

内容を確認し、署名、押印のうえ同封の返信用封筒で返送してください。

受益者負担金は5年分割、受益者分担金は3年分割での納入となります。また、一括納付する場合は、割引制度があります。

▼使えるようになる地区などの図面縦覧

新たに下水道が使えるようになる区域と下水道事業受益者負担金（分担金）を納入する区域の図面を縦覧することができます。

対象となる区域は、下のとおりです。

期間〓4月1日（水）から（土、日、祝日を除く）

縦覧場所〓下水道課（市役所2階）

下水道事業受益者負担金（分担金）の流れ

受益者

① 4月中に「受益者申告用紙」を郵送

② 5月中旬までに内容を確認し、署名、押印して返送

③ 5月下旬に「決定通知書」「納入通知書」を郵送

④ 受益者負担金（分担金）の納入（一括または分割）

桐生市（下水道課）

対象となる区域

下水道が使えるようになる区域

- 相生町三・五丁目
 - 川内町一・三丁目
 - 新里町武井（下武井）
 - 新里町新川（下宿東）
- ※上記区域の一部です。

受益者負担金（分担金）を新たに納入していただく区域

- 相生町三・五丁目
 - 川内町一・二・四丁目
 - 新里町武井（下武井）
 - 新里町新川（下宿東）
- ※上記区域の一部です。